

2025年1月8日

株主および債権者各位

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
株式会社フジ
代表取締役社長 山口 普

愛媛県松山市宮西一丁目2番1号
フジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社
代表取締役社長 古泉 有浩

合併公告

株式会社フジ（甲）は、2024年11月20日開催の取締役会において、2025年2月28日を効力発生日として、甲がフジ・TSUTAYA・エンターテイメント株式会社（乙、本店所在地 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号）の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散する合併を行うことを決定いたしましたので下記のとおり公告いたします。

なお、甲は会社法第796条第2項の規定に基づき、乙は会社法第784条第1項の規定に基づき、それぞれの株主総会の承認を経ずに決定しております。

また、この合併による甲の新株式の発行および資本金の額の増加はありません。

記

1. 会社法第796条第3項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に、書面によりその旨をご通知ください。
2. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出ください。
3. 甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
(乙) 2025年1月8日（水）付け官報にて掲載。

以上